

# 保 険

## 27年度保険料の納め忘れはありませんか

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の納付が困難な場合は、お早めに保険収納課へご相談ください。

### ◆お支払いは口座振替が便利

口座振替にすると、納める手間が省けて便利です。一度手続きをすれば、毎年自動的に継続されます。

※75歳となり後期高齢者医療保険になる場合は、改めて手続きが必要

### ◆ページー口座振替受付

保険収納課窓口では、ページー口座振替受付サービスで、簡単に口座振替手続きができます。手続きに必要な物

キャッシュカード、免許証など本人確認ができる物

※一部利用できない金融機関あり。詳しくは問い合わせ

### ◆日曜納付相談

5月29日(日)  
午前10時～午後3時

とこ 保険収納課(市役所別館1階)、南部市民センター  
※南部市民センターでは保険証納付書の交付は不可

問合先 保険収納課

☎06(69002)50994

### 国民健康保険海外療養費

国民健康保険の加入者が、海外渡航中の急病やケガにより、日本国外の医療機関などで治療を受けた場合は、申請により保険診療の範囲内で保険給付分を支給することがあります。

### 医療費の支払い後2年以内

対象となる治療  
日本国内で保険診療として認められた治療

※おおむね1年以上国外に居住する場合や、治療目的で出国した場合は対象外

### 申請に必要な物

国民健康保険証、世帯主の印鑑、世帯主の振込口座がわかる物(通帳など)、パスポート、診療内容明細書・領収明細書(日本語翻訳文が別途必要)、領収書

※翻訳文には、翻訳者の住所・氏名を記入。誤訳や翻訳漏れ

があると支給できない場合があります。翻訳手数料は申請者が負担

※診療内容明細書と領収明細書は、月・医療機関・入院・外来別に必要。用紙が必要な場合は、海外渡航前に健康保険課へ直接

海外療養費の不正受給に関する厚生労働省の通知に伴い、審査を強化しています。

支給の決定までに期間がかかることをご了承ください。不正受給には、懲罰と連携して厳正に対応します。

### 申請・問合先

健康保険課

☎06(69002)50697

### 国民健康保険 一部負担金の減免

国民健康保険加入者で入院している人がいる世帯が、災害や失業などの特別な事由で生活が困難になったときは、申請により医療費の一部負担金(病院窓口での負担金)の減免を受けられる場合があります。

※詳しくは問い合わせ

申請・問合先 健康保険課

☎06(69002)50697

### 門真市地域防災計画を改定 市の災害対応策の大綱

市では災害対策基本法の改正や府地域防災計画の修正をはじめとする上位計画への対応、多様な主体の意見などを踏まえ、現行の「門真市地域防災計画」(前回の修正は25年6月)を28年1月に改定しました。

### 閲覧場所

危機管理課、市情報コーナー、図書館本館・市民プラザ分館、市ホームページ

問合先 危機管理課

☎06(69002)50812

# 防 災

## 防災資機材を貸し出し地域の防災活動を支援

市では、自治会を中心とした自主防災組織に、ハンマーやバール、ツルハンなどセットにした防災資機材を貸与しています。災害発生時には、「自助・共助」が大きな役割を果たします。「自助・共助」による地域防災力の向上のため、防災資機材を備えませんか。



貸与防災資機材一式

出が必要ですが、また、在庫の関係から、申請の時期によっては貸し出しまで時間がかかる場合があります。

詳しくは危機管理課にお問い合わせください。

問合先 危機管理課

☎06(69002)50812

# ¥ 税 金

## 28年度固定資産税・都市計画税納税通知書を送付

28年度固定資産税・都市計画税は、28年1月1日現在の所有者が納税義務者です。

5月上旬に納税通知書を送付しますので、ご確認ください。

### 課税課

☎06(69002)5918

## 軽自動車税の減免申請は5月31日(火)まで

対象  
身体に障がいがあるなど、一定の要件に該当する人(一人一台に限る)

申請期限 5月31日(火)

※同じ車両でも毎年申請が必要 ※詳しくは納税通知書同封のチラシを参照

減免申請に必要なもの

・納税義務者の個人番号カード または通知カード

・納税義務者の身元確認書類(個人番号カード、運転免許証、パスポート、障がい者手帳、住民基本台帳カード、健康保険証のうち1点)

・28年度軽自動車税納税通知書

・身体障がい者手帳など

・軽自動車を運転する人の運転免許証

・印鑑

※状況確認書や診察券の写しなどが必要な場合があります

※身体障がい者手帳などは4月1日時点で交付を受けている必要があります

申請・問合先 課税課

☎06(69002)50874

## 固定資産税・都市計画税第1期分 軽自動車税全期分

固定資産税・都市計画税第1期分と軽自動車税全期分の納付期限は5月31日(火)です。

期限内に、最寄りの取扱金融機関や郵便局、コンビニなどで納めてください。納期限が過ぎると、期間に応じて延滞金などが加算される場合があります。

なお、市税の納付には、便利で安全・安心な口座振替をご利用ください。

課税課

☎06(69002)5918

## 28年度軽自動車税納税通知書を送付

軽自動車税の納税通知書は5月上旬に発送します。

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(または使用者)に課税されます。4月2日以降に名義変更や廃車の手続きをしても、その年度分は課税され、払い戻しはありません。

28年度軽自動車税の年税額

【表1】参照

※軽三輪、軽四輪は初度検査年月により税率が変更。

【表2】参照

問合先 課税課

☎06(69002)50874

☎050(30016)1841

◆日曜納付相談  
5月29日(日)  
午前10時～午後3時

とこ 納税課  
(市役所別館2階)

※証明書発行などは不可

問合先 納税課

☎06(69002)59205

### 市税のページー口座振替

納税課窓口では、ページー口座振替受付サービスで簡単に口座振替手続きができます。

手続きに必要な物

キャッシュカード、免許証な

問合先

☎0570-020156

ど本人確認ができる物  
※一部利用できない金融機関あり。詳しくは問い合わせ

問合先 納税課

☎06(69002)50995

### 自動車税の納付期限は5月31日(火)

自動車税の納付期限は5月31日(火)です。納税通知書に記載の金融機関、郵便局、コンビニ、クレジットカードで納付期限までに納めてください。また、府が指定する金融機関のATMやインターネットバンキングを利

用するページー収納での納税もできます。

※クレジットカードによる支払いは、府ホームページ(Url://www.pref.osaka.lg.jp/)から手続き

※ページー収納については、詳しくは各金融機関で確認

問合先

府自動車税コールセンター

☎0570-020156

大阪府広報担当副事「もずやん」

【表1】原動機付自転車・軽二輪車・二輪小型自動車などの年税額(1台あたり)

種別	年税額	
原動機付自転車	50cc以下	2000円
	90cc以下	2000円
	125cc以下	2400円
	ミニカー	3700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2400円
	特殊作業用	5900円
二輪の軽自動車(125cc超～250cc以下)	3600円	
二輪の小型自動車(250cc超)	6000円	

【表2】軽三輪・軽四輪自動車の年税額(1台あたり)

種別	年税額						
	標準税率(28年度分以降の税率)	軽減税率(※1)(取得の翌年度分に限る)			経年車(※2)	経年車(※2)	
		75%軽減	50%軽減	25%軽減			
軽三輪		3900円	1000円	2000円	3000円	3100円	4600円
	軽四輪乗用		6900円	1800円	3500円	5200円	5500円
軽四輪貨物	営業用	3800円	1000円	1900円	2900円	3000円	4500円
	自家用	5000円	1300円	2500円	3800円	4000円	6000円

※1 27年4月1日～28年3月31日までに初度検査を受けた軽四輪車などに限る。各軽減税率が適用される車両について、詳しくは28年度軽自動車税納税通知書に同封のチラシを参照  
※2 初度検査から13年を経過した車両。電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッド・被けん引自動車を除く